

# おおいいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

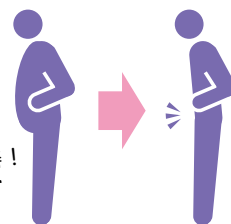
健診は受けて  
終わりじゃない!

## 特定保健指導を利用しましょう!

特定保健指導は、健診結果で生活習慣の改善が必要とされた方に対し、保健師や管理栄養士が行う無料の生活習慣改善サポートです。

特定保健指導の対象となった従業員様が在籍する事業所様には、ご案内をお送りしますので、ぜひ積極的にご利用ください。

めざせ、  
生活習慣改善!



### 事業主様へ

快適な職場環境づくりは、  
従業員の皆様の健康管理から始まります!

従業員の皆様がいきいきと働ける職場環境づくりや、生産性の向上のためには、従業員の皆様の健康が欠かせません。

特定保健指導のご案内が届きましたら、対象者様の日程の調整やプライバシーに配慮した面談場所の提供等のご協力をお願いします。



### 加入者様へ

特定保健指導を受けて  
メタボリックシンドロームを防ぎましょう!

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪がたまり、悪玉のホルモンが分泌されることで高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、がんや糖尿病といった生活習慣病になりやすくなっている状態です。

健診の結果、特定保健指導の対象となった場合は、保健師・管理栄養士と一緒に生活習慣の改善に取り組みましょう!

なお、業務の都合上、日程調整が困難な場合は、健診当日に特定保健指導が受けられる健診機関もありますので、ぜひご利用ください。



Q 協会けんぽ大分 生活習慣病予防健診実施機関一覧



特定保健指導は、感染症対策を徹底した上で実施していますので、安心してご利用ください。  
Zoomを利用したオンラインでの特定保健指導も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。

## ● 特定保健指導の専門機関への委託について

特定保健指導は、大分支部の保健師・管理栄養士による実施のほか、以下の専門機関に委託して実施しています。委託先の機関より事業所様・対象者様へ特定保健指導のご案内やご連絡を差し上げることがありますので、ご理解およびご協力をお願いします。

### 一般社団法人 エヒメ健診協会

委託  
業務

案内文書の送付および電話による日程調整  
事業所訪問等による面談および面談後のフォロー

### 株式会社 ベストライフ・プロモーション

委託  
業務

大分支部保健師・管理栄養士の初回面談後のフォロー

# 「基準収入額適用申請対象者一覧表」をお送りします

70歳以上かつ標準報酬月額28万円以上の被保険者の方は、通常、一部負担金の割合が3割となりますが、収入が基準収入額に満たない場合は、申請により2割となります。

基準収入額の判定（定期判定）を行うため、令和5年8月まで一部負担金の割合が2割となっている方の一覧表を7月ごろに事業所様にお送りしますので、令和4年中の収入<sup>(※1)</sup>が基準収入額に満たない方につきましては、更新のお手続きをお願いします。

(一覧表に記載されている方以外で申請を希望される場合は、大分支部までご連絡ください。)

## ● 基準収入額の判定時期について

- 初回申請：70歳到達時（または、70歳到達後に資格取得したとき）に行う申請
- 定期判定：毎年7月～8月に前年収入に基づき行う申請

基準収入額に満たない場合、 申請（初回申請）により2割負担に	基準収入額に満たない場合、 申請（定期判定）により2割負担に	繰り返し
70歳到達 ← 初回申請	9月 ← 定期判定	9月 ← 定期判定
8月	翌年8月	

## ● 基準収入額は右のとおりです

- 70歳以上の被扶養者がいない場合：被保険者お一人で383万円未満
- 70歳以上の被扶養者がいる場合：その被扶養者と合わせて520万円未満
- 旧被扶養者<sup>(※2)</sup>がいる場合：旧被扶養者と合わせて520万円未満

※1 収入は、前年のすべての収入が対象です。ただし、退職金・公租公課の対象とならない収入（障害年金・遺族年金・恩給など）は除きます。なお、控除される前の金額であり、所得ではありません。

※2 旧被扶養者は、後期高齢者医療制度に加入したことにより、被扶養者でなくなつて5年以内の方をいいます。



## 協会けんぽの事業案内動画を公開しています!



協会けんぽの概要や保健事業、給付金制度等について、わかりやすくまとめた動画を公開中です。

②と③の動画は、最新の情報を反映した内容に更新しました!ぜひご覧ください!

① 協会けんぽとは?

② 保健事業  
~健康づくりへのサポート~

③ 健康保険の給付金等  
~こんな時にも健康保険~

🔍 協会けんぽ 広報資材集  
スマホ・タブレットでの  
ご視聴はこちらから↓

従業員の皆様にもご周知ください

## 協会けんぽの各種申請はすべて郵送で手続きできます!

協会けんぽの給付金等の各種申請は、**すべて郵送でお手続きいただくことが可能**です。

窓口までお越しいただくお手間や、窓口でお待ちいただく必要のない郵送でのお手続きがおすすめです。



お手続きの郵送化の推進につきまして、事業主様からも従業員の皆様へのご周知をお願いします。

申請書のダウンロードは  
こちらから⇒

🔍 協会けんぽ 申請書



令和5年1月からの新様式申請書の記入の  
ポイントをホームページで公開しています⇒

🔍 協会けんぽ大分 (新様式)申請書記入のポイント

